

個人情報等の保護に関する覚書

- 1 業務名 地域の福祉活動に関する市民意識調査業務
- 2 契約年月日 令和 年 月 日
- 3 委託者 札幌市（以下「委託者」という。）
- 4 受託者 (以下「受託者」という。)

上記委託契約の付帯事項として個人情報及び法人データ等（以下「個人情報等」という。）の保護及び管理に関して、次のとおり覚書を交換する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、個人情報の管理体制、授受・保管方法等の細目を確認することにより、個人情報等の漏洩、改ざんを防止し、個人情報等の保護及び適正な管理を行うことを目的とする。

（保護責任者の届出）

第2条 受託者は、委託者の業務を実施するに当たり、これを的確に管理するための保護責任者及び補助者を別紙1のとおり定めるものとする。ただし、届出た責任者及び補助者が、その期間すべてについて、同一のデータを扱うこととして他業務により届出を行っている場合は、届出は省略することができる。

- 2 前項の届出した者を変更したときは、直ちに書面をもって委託者に届け出るものとする。

（業務執行体制）

第3条 受託者は、委託者の業務を実施するに当たっては、原則として複数の者が行うものとし、秘密保護のため、受託者の従業員が相互に牽制し得る体制を組織しなければならない。

（教育訓練）

第4条 受託者は、受託者の従業員に対し、委託者の秘密を保護することの職責の重要性を認識させ、故意又は過失による漏洩防止を徹底させるため、あらゆる機会を通じ、絶えず教育、訓練しなければならない。

（授受）

第5条 受託者は、個人情報等の授受を行う者として授受責任者及び補助者を別紙2のとおり定めるものとする。ただし、届出た責任者及び補助者が、その期間すべてについて、同一のデータを扱うこととして他業務により届出を行っている場合は、届出は省略することができる。

- 2 前項の届出した者を変更したときは、直ちに書面をもって委託者に届出るものとする。

- 3 授受責任者及び補助者は、引継書等に基づき数量、種類等进行检查したうえで個人情報等の授受を行うものとする。

（搬送）

第6条 受託者は、個人情報等の搬送にあたっては、汚損、破損、紛失等のないよう収納ケース等に確実に収め、事故がないように十分に配慮しなければならない。

(保管及び廃棄)

第7条 受託者は、委託者から預託された情報媒体等を適正に管理し、又は保管しなければならない。

2 受託者は、業務の履行中に、火災等の非常事態が発生したときは、関係者と協力して委託者の情報媒体等の損害を最小限にとどめるよう努めなければならない。

3 受託者は、委託者から預託された情報媒体等の廃棄については、委託者の指示により適正に行わなければならない。

(報告)

第8条 受託者は、委託者から提供を受けた個人情報等に事故があったときは、ただちに委託者に報告し、委託者の指示を受けなければならない。

(指導)

第9条 委託者は、受託者に対して個人情報等の管理に関して、調査、監督、指導を行い、必要と認めた場合は受託者に報告を求め適切な措置を講ずることができる。

(協議事項)

第10条 この覚書によりがたい事項及び定めのない事項については、委託者と受託者とが協議のうえ定めるものとする。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を所持する。

令和 年 月 日

委託者 札幌市中央区大通東11丁目

札幌市

代表者 札幌市長

秋元 克広

受託者

(別紙1)

第2条第1項の規定により定める保護責任者及び補助者は、次の者とする。

保護責任者

氏名

補助者

氏名

受託者

(別紙2)

第5条第1項の規定により定める授受責任者及び補助者は、次の者とする。

授受責任者

氏名

補助者

氏名

受託者